

口座譲渡・売買はダメ！



特殊詐欺に利用される外国人名義口座が増加



小遣い稼ぎ アカン！



外国人・関係者の方へ

- ☑ 帰国等・国外へ転出するとき
- ☑ 口座やキャッシュカードを利用しなくなったとき 等

あなたの通帳やキャッシュカード、預貯金口座を
他人に譲渡・売買することは、犯罪です。

▶ 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
(1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科)



→ 特殊詐欺等の犯罪の振込口座等に悪用されます
ので、絶対にしないでください。

また、雇用等で外国人と関係する方は、犯罪に加担させない
ため、注意喚起をお願いします。

お金のために、犯罪・犯罪の加担行為 をしない、させない！

(公益財団法人) 大遊協国際交流・援助・研究協会



大阪府警察